

～亀山市産業振興奨励制度～

企業立地奨励金

※土地取得費の25%を交付！

| 奨励措置対象条件 | | | | | 奨励措置 | | |
|----------|---------|--------|----------|---------------|---|--------|------|
| 事業区分 | 事業者区分 | 立地区分 | 投下固定資産総額 | 新規雇用者等 | 奨励金額 | 各年度限度額 | 奨励期間 |
| 製造業等 | 中小企業者以外 | 新設増設移設 | 5億円以上 | 10人以上 | ①土地取得価額相当額 ×25/100×1/3 ②指定施設に係る各年度の固定資産税相当額 ×50/100 ※①または②のいずれか | 1億 | 3年 |
| | 中小企業者 | 新設 | | 5人以上 | | | |
| | | 増設移設 | 1億円以上 | 増設・移設前の雇用者数以上 | | | |
| 物流関係 | 区分なし | 新設増設移設 | 5億円以上 | 10人以上 | 指定施設に係る各年度の固定資産税相当額 ×50/100 | | |

※投下固定資産総額：事業者が事業所の立地等に伴い新たに取得した施設等(土地にあっては、当該立地等を行った事業所の操業を開始した日前3年以内に取得したものを含む。)の取得価額の合計額。

【対象事業】

- (1) 物品の製造に係わる事業（日本標準産業分類に規定する大分類Eの製造業）
- (2) 物流機能を有する保管施設事業
- (3) その他規則で定める事業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業、その他市長が認めるもの）

【立地等を行う地域】

- (1) 工場立地法第3条第1項に規定により作成された工場立地調査簿に記載の工場適地
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域
- (3) 市長が特に適当であると認める地域

【条例適用期間】

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

雇用促進奨励金（新設）

※市民1人につき30万円！

【奨励措置の対象（＝市内雇用者）】

指定事業者が立地等に伴って新たに雇用する者のうち、次の要件をすべて満たす者

- (1) 操業開始日以後1年を経過する日から規則で定める日まで継続して雇用する者
- (2) 操業開始日以後1年を経過する日から規則で定める日まで継続して市内に住所を有する者

【奨励措置の内容】

市内雇用者数×30万円（上限額3,000万円/1回限り）

亀山市産業建設部産業振興課 商工業・地域交通グループ
TEL 0595-84-5049 / FAX 0595-82-9669
E-mail shokogyo@city.kameyama.mie.jp